

商品概要説明書

ジャックス住宅サポートローン（JA住宅ローン利用者向け）

（平成31年4月1日現在）

| | |
|-----------|---|
| 商品名 | ジャックス住宅サポートローン（JA住宅ローン利用者向け） |
| ご利用いただける方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 申込時年齢が満20歳以上65歳以下の方（完済時年齢が75歳以下） ○ 当JAにて、住宅ローンを契約または住宅ローンを利用中の方 ○ 安定継続した収入のある方 ○ 組合員であり、住所または勤務地が地区内にある方 ○ 団体信用生命共済に加入できる方 ○ 保証会社の保証がうけられる方 ○ 信用状況に不安がない方 |
| 資金使途 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車（自動二輪車含む）購入資金 ○ 車検・修理費用、運転免許取得費用、およびカー用品等の資金 ○ マイカーローン借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換も含む） ○ 教育資金 ○ 住宅の増改築、住宅設備機器購入、キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム等 ○ リフォーム資金と他金融機関等のリフォームローン借換えを合わせた資金 ○ 消費財購入資金（家電、インテリア、家具等） ○ ブライダル資金 ○ メモリアル資金（葬儀費用等） ○ 旅行資金 ○ 借換資金（6カ月以上支払実績があること） 金融機関等の教育ローン、リフォームローン等の借換資金。ただし、消費者金融系の借入金、信販、流通系等の各種クレジットカード・キャッシング専用カードの借換は除きます。 ○ 住宅ローン契約時の諸費用、および住居の引越費用資金 住宅取得に係わる税金、登記費用、火災保険料等。ただし、住宅ローン保証料、仲介手数料等は除きます。 ○ 住宅取得時の追加工事資金（車庫・カーポート・物置、門扉据付等） |
| 借入金額 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 10万円以上500万円以内（1万円単位）とし、所要額以内とします。ただし、資金使途が借換のみの場合は、対象ローンの一括償還金を上限とします。 |
| 借入期間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 6カ月以上20年以内。ただし、融資額が300万円以内の場合は、15年以内とします。 |
| 借入利率 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 変動金利とします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準 |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>金利（農協短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○ お借入利率には、年1.2%の保証料を含みます。</p> <p>○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p> |
| 返済方法 | <p>○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p> |
| 担保 | <p>○ 不要です。</p> |
| 保証人 | <p>○ 当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> |
| 手数料 | <p>○ 全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料は不要です。</p> <p>○ ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は不要です。</p> |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または信用部（電話：0172-28-1121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 |

| | |
|-----|---|
| | <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。 |

J Aつがる弘前